

議案第 6 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年 2 月12日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

## 提出議案の概要

### 【議案名】

議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

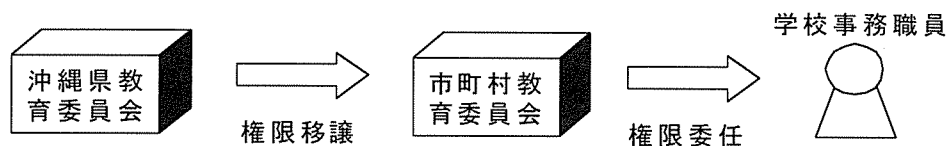
沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務を迅速かつ効率的に行うため、同事務を市町村が処理することとする必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が整った市町村教育委員会へ移譲する。
- 2 平成26年8月1日から施行する。

### 【説明】

#### 1 権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

#### 2 平成24年8月1日権限移譲済み市町村(中頭地区及び島尻地区(離島除く))

宜野湾市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村  
 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町  
 八重瀬町

計16市町村

#### 3 今回、権限移譲を予定している市町村(島尻地区 離島)

渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村

計4村

沖縄県教育委員会の権限に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）新旧対照表

改正案	現行								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="630 1099 1013 2101"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの</td> <td>宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 八重瀬町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 八重瀬町	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする。ことに必要事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" data-bbox="630 94 1013 1099"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの</td> <td>宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町
事務	市町村								
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 栗国村 渡名喜村 八重瀬町								
事務	市町村								
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会で定めるこれらの手当の支給に関する事務であつて別に沖縄県教育委員会規則で定めるもの	宜野湾市 糸満市 沖縄市 南豊見城市 うるま市 南城市 恩納村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町								

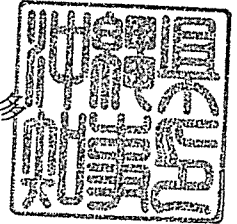
(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



教人第1728号  
平成26年2月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。